

別紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨（略）</p> <p>第2 事業内容 1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業（略）</p> <p>2 療育指導事業 (1) 事業目的（略） (2) 実施主体 事業の実施主体は、都道府県、<u>地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める保健所を設置する市及び特別区とする。</u> (3)～(8)（略） (9) その他 長期療養児に関する療養等の内容を記載した連絡票は、「診療報酬の算定方法」（平成22年厚生労働省告示第〇〇号）に規定する診療情報提供料（Ⅰ）注2の算定要件の対象となるものであり、このことについては、保険局と協議済みである。</p> <p>3 <u>生涯を通じた女性の健康支援事業</u> (1)～(3)（略）</p> <p>4 特定不妊治療費助成事業 (1)～(6)（略） (7) 助成の額及び期間 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。 なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。 具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。 (8)～(12)（略）</p>	<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨（略）</p> <p>第2 事業内容 1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業（略）</p> <p>2 療育指導事業 (1) 事業目的（略） (2) 実施主体 事業の実施主体は、都道府県、<u>政令市及び特別区とする。</u> (3)～(8)（略） (9) その他 長期療養児に関する療養等の内容を記載した連絡票は、「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）に規定する診療情報提供料（Ⅰ）注2の算定要件の対象となるものであり、このことについては、保険局と協議済みである。</p> <p>3 <u>生涯を通じた女性の健康支援事業について</u> (1)～(3)（略）</p> <p>4 特定不妊治療費助成事業 (1)～(6)（略） (7) 助成の額及び期間 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで（平成21年4月1日から5月28日までの間に助成申請を行い、10万円の助成を受けた者については、5万円まで）、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。 なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。 具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。 (8)～(12)（略）</p>

新

旧

5 健やかな妊娠等サポート事業

(1) 目的

妊娠中は、母体や胎児の健康の確保を図る上で、定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつける必要があることなどから、健やかな妊娠等をサポートするための地域の先駆的な取組への支援により、出産前後の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

(2) 実施主体 (略)

(3) 事業の内容

妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築など、出産前後における地域の先駆的な取組について、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。

6 妊産婦ケアセンター運営事業 (略)

第3～第4 (略)

5 健やかな妊娠・出産等サポート事業について

(1) 目的

小児科医・産科医の不足に対応するための医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援策等、都道府県における小児科・産科医療の体制整備を図る。また、併せて、健やかな妊娠・出産等をサポートするための地域の先駆的な取組への支援により、妊娠・出産の安全・安心の確保を図る。

(2) 実施主体 (略)

(3) 事業の内容

① 小児科・産科医療体制整備事業

医療資源の集約化・重点化に係る次に掲げるア又はイの取組を実施するものとし、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。

ア 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組

イ 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等

② 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業

健やかな妊娠・出産等をサポートするためのア又はイに係る先駆的な取組を実施するものについて、ア及びイの各々について1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。

ア 妊娠期における支援体制の充実に資する取組

妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築に資する取組

イ 出産期に係る周産期医療提供体制の確保に資する取組

周産期医療施設におけるNICUの確保を図るため、在宅移行が最も望ましいNICU長期入院児を対象にした、在宅への移行支援及び継続した支援体制整備のための取組

6 妊産婦ケアセンター運営事業 (略)

第3～第4 (略)

別添1～3 (略)
別添4 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲 (胚移植のおおむね2週間後)
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点滴薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採卵		新鮮胚移植		凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施												
B 凍結胚移植を実施*												
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子接種などの異常接種等により中止												
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G 卵胎が発育しない、又は排卵終了のため中止												
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

別添1～3 (略)
別添4 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲 (胚移植のおおむね2週間後)
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点滴薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採卵		新鮮胚移植		凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施												
B 凍結胚移植を実施*												
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子接種などの異常接種等により中止												
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G 卵胎が発育しない、又は排卵終了のため中止												
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												

* B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

新

別添5

(表)
特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

	(ふりがな) 氏名	生年月日
夫	()	年 月 日生(歳)
妻	()	

(略)

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説明書

(略)

受給者番号

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

特定不妊治療費助成事業受診等証明書

(略)

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
 - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- (注) 採卵に至らないケース(女性への優襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

別添6 (略)

旧

別添5

(表)
特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

	(ふりがな) 氏名	生年月日
夫	()	年 月 日生(歳)
妻	()	

(略)

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説明書

(略)

受給者番号

医療機関発行の領収書添付箇所

(裏面添付又は別添可)

特定不妊治療費助成事業受診等証明書

(略)

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
 - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- (注) 採卵に至らないケース(女性への優襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

別添6 (略)

新			旧		
小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱			小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱		
1～3 略 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額(法第56条第5項の規定により都道府県等が支払うべき旨を命ずる額が5に定める支払命令基準額を上回るときは、その差額を加算した額とする。)に2分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。			1～3 略 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額(法第56条第5項の規定により都道府県等が支払うべき旨を命ずる額が5に定める支払命令基準額を上回るときは、その差額を加算した額とする。)に2分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。		
1 種目	2 基準額	3 対象経費	1 種目	2 基準額	3 対象経費
医療費	「診療報酬の算定方法」(平成22年厚生労働省告示第〇〇号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」(平成22年厚生労働省告示第〇〇号)及び「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)に準じて算定した額の合計額から、社会保険各法の規定により療養の給付に関し保険者が負担すべき額及び5に定める支払命令基準額を控除した額	小児慢性特定疾患の治療研究に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	医療費	「診療報酬の算定方法」(平成20年3月厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第99号)、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」(平成20年9月厚生労働省告示第67号)及び「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年9月厚生労働省告示第496号)に準じて算定した額の合計額から、社会保険各法の規定により療養の給付に関し保険者が負担すべき額及び5に定める支払命令基準額を控除した額	小児慢性特定疾患の治療研究に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
事務費	次により算出された額の合算額 小児慢性特定疾患対策協議会及び小	小児慢性特定疾患治療研究事業の適正化のための小	事務費	次により算出された額の合算額 小児慢性特定疾患対策協議会及び小	小児慢性特定疾患治療研究事業の適正化のための小

児慢性特定疾患児手帳交付

1 定額分 820,000円

2 対象児童分 520円×対象児童数

3 医療機関指導旅費 1か所当たり 1,300円

4 登録管理費 登録患者1人当たり 100円

5 手帳交付費 450円×手帳交付件数

6 ただし、1の定額分及び4の登録管理費については、厚生労働大臣が必要と認めた額を加算

児慢性特定疾患対策協議会の運営並びに手帳の作成及び交付に必要な報酬、謝金及び報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

児慢性特定疾患児手帳交付

1 定額分 820,000円

2 対象児童分 520円×対象児童数

3 医療機関指導旅費 1か所当たり 1,300円

4 登録管理費 登録患者1人当たり 100円

5 手帳交付費 450円×手帳交付件数

6 ただし、1の定額分及び4の登録管理費については、厚生労働大臣が必要と認めた額を加算

児慢性特定疾患対策協議会の運営並びに手帳の作成及び交付に必要な報酬、謝金及び報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

5～14 略
別紙様式1～3 略
別表 略

5～14 略

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略 第4 実施方法</p> <p>1～2 (1) 略 (2) 重症患者の申請</p> <p>① 8の(2)により、一部負担額の支払いを要しない患者（以下「重症患者」という。）の認定を受けようとする場合は、その保護者は別紙様式例2による重症患者認定申請書に医療意見書を添えて都道府県知事等に申請するものとする。</p> <p>② 都道府県知事等は、重症患者認定の申請者に対し、障害厚生年金等（厚生年金保険法に基づく、障害厚生年金、国民年金法に基づく障害基礎年金、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び<u>私立学校教職員共済法</u>に基づく障害共済年金をいう。以下同じ。）の証書の写し又は当該申請に係る児童の身体障害者手帳の写しなど、重症患者の認定審査に必要と思われる資料の提出を求めることができる。</p> <p>3～8 (1) 略 (2) (1)の費用の額は、「診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第〇〇号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成22年厚生労働省告示第〇〇号）」又は「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）」に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに8に定めるところにより対象患者又はその扶養義務者が負担する額（以下「一部負担額」という。）を控除した額とする。</p> <p>9～11 略 第5～第11 略</p>	<p style="text-align: center;">小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略 第4 実施方法</p> <p>1～2 (1) 略 (2) 重症患者の申請</p> <p>① 8の(2)により、一部負担額の支払いを要しない患者（以下「重症患者」という。）の認定を受けようとする場合は、その保護者は別紙様式例2による重症患者認定申請書に医療意見書を添えて都道府県知事等に申請するものとする。</p> <p>② 都道府県知事等は、重症患者認定の申請者に対し、障害厚生年金等（厚生年金保険法に基づく、障害厚生年金、国民年金法に基づく障害基礎年金、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、<u>私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員組合法</u>に基づく障害共済年金をいう。以下同じ。）の証書の写し又は当該申請に係る児童の身体障害者手帳の写しなど、重症患者の認定審査に必要と思われる資料の提出を求めることができる。</p> <p>3～8 (1) 略 (2) (1)の費用の額は、「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」又は「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）」に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに8に定めるところにより対象患者又はその扶養義務者が負担する額（以下「一部負担額」という。）を控除した額とする。</p> <p>9～11 略 第5～第11 略</p>

新

(別表1)

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表

階層区分	自己負担限度額	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

旧

(別表1)

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表

階層区分	自己負担限度額	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

新	旧
<p>(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、<u>第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</u></p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>別表2 略 別紙1～2 略</p>	<p>(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>別表2 略 別紙1～2 略</p>

新

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため、数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いは行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶

旧

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため、数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いは行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けて

新

(別紙様式例1)

小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書					
受 診 者	氏名			性別	男・女
	生年月日	昭和 年 月 日 平成			
	住所	(電話)			
	加入 医療 保険	被保険者氏名		受診者との 続柄	
	保険種別	協・組・共・国		被保険者証の 記号・番号	
	被保険者証 発行機関名				
	所在地				
申 請 者	氏名			受診者との 続柄	
	住所	(電話)			
生 計 中 心 者	氏名			受診者との 続柄	
	住所				
	今回申請する受診者以外に既に同一生 計内で受診券の交付を受けている者	有 (氏名) 無			
疾患名					
医 療 機 関	名称				
	所在地				
上記のとおり、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を申請します。					
		申請者氏名		印	
		平成 年 月 日			
		知事 (市長) 殿			

別紙様式例2～4 略

旧

小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書					
受 診 者	氏名			性別	男・女
	生年月日	昭和 年 月 日 平成			
	住所	(電話)			
	加入 医療 保険	被保険者氏名		受診者との 続柄	
	保険種別	政・組・船・共・国		被保険者証の 記号・番号	
	被保険者証 発行機関名				
	所在地				
申 請 者	氏名			受診者との 続柄	
	住所	(電話)			
生 計 中 心 者	氏名			受診者との 続柄	
	住所				
	今回申請する受診者以外に既に同一生 計内で受診券の交付を受けている者	有 (氏名) 無			
疾患名					
医 療 機 関	名称				
	所在地				
上記のとおり、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を申請します。					
		申請者氏名		印	
		平成 年 月 日			
		知事 (市長) 殿			

別紙様式例2～4 略

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱一部改正新旧対照表（案）

新					旧								
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱					小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱								
第1～第10 略 別表 略 別紙様式例1～別紙様式例5 略					第1～第10 略 別表 略 別紙様式例1～別紙様式例5 略								
別表2					別表2								
徴収基準額表					徴収基準額表								
階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	加算基準月額	階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	加算基準月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)		C1階層	2,250	230	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)		C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯		C2階層	2,900	290			所得割の額のある世帯		C2階層	2,900	290

新						旧					
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D 1 階層	3,450	350	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D 1 階層	3,450	350
		2,401～ 4,800円	D 2 "	3,800	380			2,401～ 4,800円	D 2 "	3,800	380
		4,801～ 8,400円	D 3 "	4,250	430			4,801～ 8,400円	D 3 "	4,250	430
		8,401～ 12,000円	D 4 "	4,700	470			8,401～ 12,000円	D 4 "	4,700	470
		12,001～ 16,200円	D 5 "	5,500	550			12,001～ 16,200円	D 5 "	5,500	550
		16,201～ 21,000円	D 6 "	6,250	630			16,201～ 21,000円	D 6 "	6,250	630
		21,001～ 46,200円	D 7 "	8,100	810			21,001～ 46,200円	D 7 "	8,100	810
		46,201～ 60,000円	D 8 "	9,350	940			46,201～ 60,000円	D 8 "	9,350	940
		60,001～ 78,000円	D 9 "	11,550	1,160			60,001～ 78,000円	D 9 "	11,550	1,160
		78,001～ 100,500円	D 10 "	13,750	1,380			78,001～ 100,500円	D 10 "	13,750	1,380
		100,501～ 190,000円	D 11 "	17,850	1,790			100,501～ 190,000円	D 11 "	17,850	1,790
		190,001～ 299,500円	D 12 "	22,000	2,200			190,001～ 299,500円	D 12 "	22,000	2,200
		299,501～ 831,900円	D 13 "	26,150	2,620			299,501～ 831,900円	D 13 "	26,150	2,620
		831,901～ 1,467,000円	D 14 "	40,350	4,040			831,901～ 1,467,000円	D 14 "	40,350	4,040
		1,467,001～ 1,632,000円	D 15 "	42,500	4,250			1,467,001～ 1,632,000円	D 15 "	42,500	4,250
		1,632,001～ 2,302,900円	D 16 "	51,450	5,150			1,632,001～ 2,302,900円	D 16 "	51,450	5,150
		2,302,901～ 3,117,000円	D 17 "	61,250	6,130			2,302,901～ 3,117,000円	D 17 "	61,250	6,130
		3,117,001～ 4,173,000円	D 18 "	71,900	7,190			3,117,001～ 4,173,000円	D 18 "	71,900	7,190
		4,173,001円以上	D 19 "	全 額	左の徴収基準額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円			4,173,001円以上	D 19 "	全 額	左の徴収基準額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
備			考			備			考		
<p>1 徴収月額の決定の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p>						<p>1 徴収月額の決定の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p>					

新	旧
<p>助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。</p> <p>4 徴収金基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p>	<p>いる事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。</p> <p>4 徴収金基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p>

